

第19回福井家庭裁判所委員会議事概要

1 開催日時

平成24年11月28日(水)午後1時30分から午後4時00分まで

2 開催場所

福井家庭裁判所第1会議室(3階)

3 出席者

(1) 委員

石山容示委員長, 青山直弘委員, 鵜飼祐充委員, 榎美保委員, 奥村繁子委員, 海道宏実委員, 知見康代委員, 中島文男委員, 橋本修明委員, 山崎麗子委員(五十音順, 以上10人出席)

欠席 辻利津子委員

(2) ゲストスピーカー

國嶋宏治(家事調停委員), 中川陽子(家事調停委員)

(3) 事務担当者

大村裁判官, 森事務局長, 大松首席家裁調査官, 坂本首席書記官, 金重次席家裁調査官, 西井事務局次長, 早川総務課長, 野川総務課課長補佐

4 議事

(1) 委員長あいさつ

(2) 審判例の動向についての説明

(3) 困難事例(典型事例)の紹介と家事調停委員2人による類似事例の実情等についての説明

(4) 意見交換

5 意見交換要旨

別紙のとおり

6 次回開催期日及び意見交換のテーマ

平成25年6月18日(火)午後1時30分から

「少年事件における教育的な働きかけについて」

(別紙)

意見交換の要旨

(:委員 , :委員長 , :事務担当者 , :ゲストスピーカー)

- : 家事調停委員の方々の話を聞いて、御苦勞をされていることがよく分かった。子どものことが問題となった離婚等の調停について、調停が成立するまでに、何回くらい調停を行うものなのか。また、調停で苦勞された点をお聞かせ願いたい。
- : 面会交流については、詳細な取り決めが必要となる場合もあり、何回も話し合うこともある。また、当事者に対して面会を強要することはできないので、何回も説得を重ねた方がよい場合もある。
- : 面会交流の調停は比較的長くかかるものと認識している。調停が成立するまでに七、八回の期日を重ねることも多い。
- : 当事者双方から本心を聞かせてもらえるよう、どちらの主張に対してもきちんと耳を傾けるようにしている。自分の言い分をきちんと聞いてもらえていると感じると、当事者の態度も変わってくるように思う。
- : 面会交流の話し合いや実施が困難なケースで、これを解決するための何か良い方法はないか。
- : 面会交流の調停に家裁調査官が関与するケースが増えている。家裁調査官の調査結果や調停での発言には客観性や説得力があるので、今後も是非続けてほしい。
- : 親は自分がどんな状態であっても、親は子どもに会いたいと思うし、子どもも同様であろうと思う。子どもが会いたくないと言っているから会わせないと主張する親がいるとのことだが、子どもの気持ちと言いつつも、親の都合で決めている気がする。

面会交流の方法として、直接、会うことが困難な場合は、パソコンのウェブカメラや携帯電話のテレビ電話機能を使って、顔を見ながら話すなど

の方法を利用してはどうか。

- : 実際にパソコンなどを使った経験はないが、電話、手紙、メールなどによる面会交流を行ったことはある。また、ビデオや写真を送ったりするケースもある。実際に会えるのが一番良いが、その準備段階としてパソコンなどを使うのは良い方法ではないかと思う。
- : 面会交流に第三者が立ち会うこともあるのか。
- : 親と子どもだけの場合が多いと思われるが、東京や大阪などでは、一方の親が心配して、NPO法人に立ち会いを依頼したりするケースもあると聞いている。福井にはNPO法人はないが、代理人弁護士が自分の事務所を提供して面会させたという例を聞いたことがある。
- : 保育園では、同居親の了解を得て、別居親が子どもに面会した事例がある。
- : 面会交流の支援事業は、将来的には国の施策としてもらいたい。
- : 今回は面会交流の調停等について話を聞かせてもらったが、一般の人は、調停を申し立てるのに費用がいくら必要なのかも知らない人が多い。マスコミ等を利用して、調停制度や面会交流のことを広く知ってもらう必要があるのではないか。
- : マスコミとしても、紹介記事を掲載するなど、可能な限り協力したい。